

(医責 145・地 313)

令和 2 年 9 月 23 日

都道府県医師会  
担当理事 殿

日 本 医 師 会  
副会長 今村 聡  
(公印省略)

### 「医療資格者の労災給付の上乗せを行う医療機関への補助」に関連した日本医師会の支援策について

厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症に対応した医療機関等への更なる支援」が発表され、支援策の一つとして「医療資格者の労災給付の上乗せを行う医療機関への補助」が実施されることになりました。

日本医師会では新型コロナウイルス感染者が拡大する 4 月から、治療の最前線で使命をもって働く医療従事者が万一感染した場合であっても一定の収入が補償されることが重要であるとして、国に対して新型コロナウイルス感染症患者に対応した医療従事者が感染し休業した場合の支援制度(医療従事者支援制度)に対する補助を要望してきました。

また、国への要望と並行して、日本医師会に寄せられた新型コロナウイルス感染症の対応にあたる医療従事者・医療現場への支援に向けた寄附金の一部を活用した医療従事者支援制度の創設を検討してきました。

今回、掲題の通り「医療資格者の労災給付の上乗せを行う医療機関への補助」が決定したことに伴い、「新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度(仮称)」の開始に向け準備を行っております。本制度は日本医師会他医療団体からの寄付金、厚労省の補助金を活用することにより医療機関がより少ない負担で医療従事者に対する補償を行うことができる仕組みとしています。

制度詳細については近々ご連絡させていただきますが、現在検討している日本医師会の支援策についてご周知いただくとともに、同制度開始の際には都道府県医師会から医療機関への案内をいただけますようお願いいたします。

#### R e f

「新型コロナウイルス感染症に対応した医療機関等への更なる支援」

「令和 2 年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業補助金の交付について」(厚生労働者発医政 0915 第 1 号)

## 「新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度(仮称)」

### 1. 制度の概要と特長

#### (1) 新型コロナウイルス感染症に限定した労災給付の上乗せ補償保険

医療機関は、制度運営組織※を団体契約者とする「新型コロナウイルス感染症に限定した労災給付の上乗せ補償保険」(本制度用に新たに開発)に加入することにより、負担しやすい保険料で、医療機関に勤務する医療従事者が業務に起因して新型コロナウイルス感染症に罹患し、労災保険法等による給付が決定された場合に休業補償を、また、万一死亡した場合には死亡補償を行うことができます。

※制度運営組織となる団体については、現在調整中

#### (2) 医療団体の寄付金を活用した独自の補助金制度

本制度に加入した医療機関の保険料の一部は、日本医師会をはじめとする医療団体による寄付金からの補助金を充当することができます。

さらに、国からの「医療資格者の労災給付の上乗せを行う医療機関への補助」で対象となる医療機関の医療資格者については国からの補助金を受け取ることが可能です。

これらの補助金を活用することにより医療機関は少ない保険料負担で医療従事者のための補償を行うことができます。

#### (3) 多くの医療機関が加入することが可能

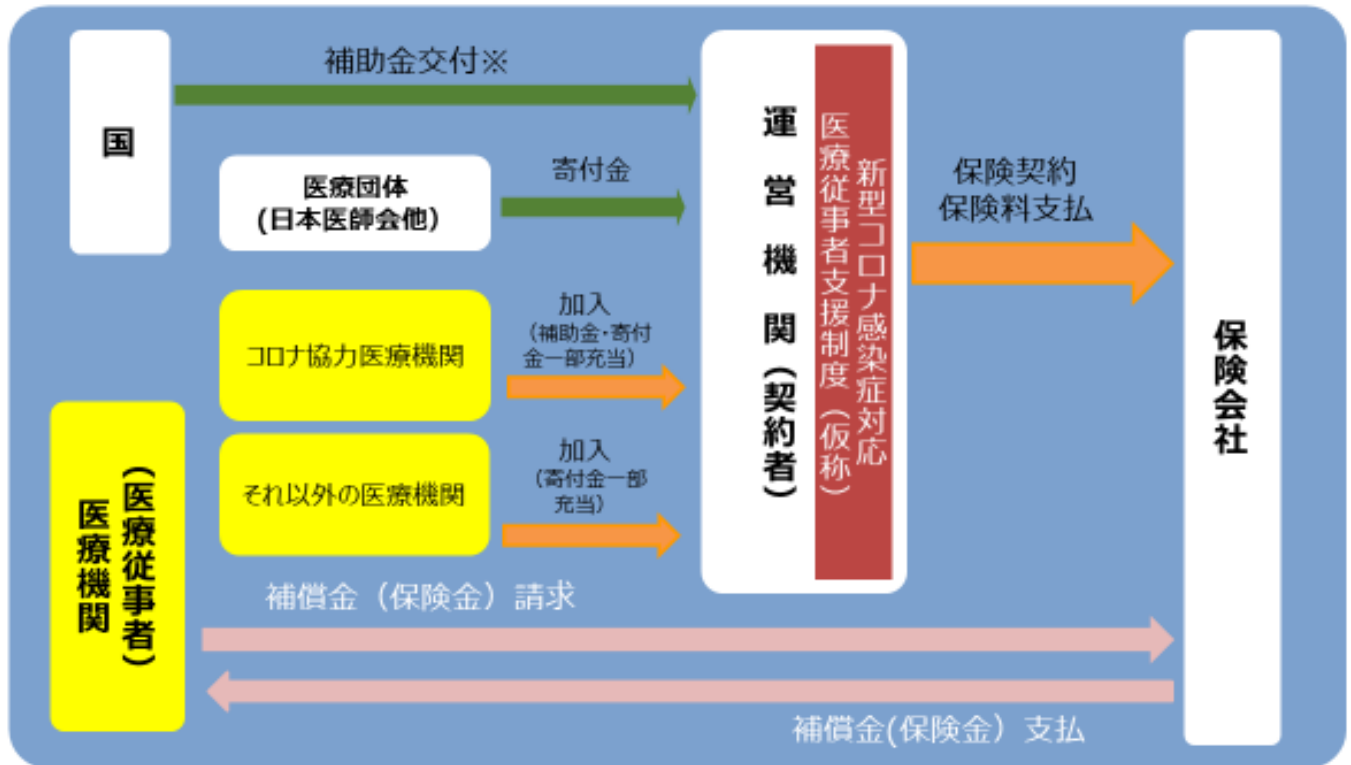
本制度には国の補助事業の対象となる新型コロナへの対応を行う医療機関だけでなく、それ以外の医療機関も加入することができます。

### 2. 補償の内容、保険料、開始時期等

詳細については現在調整中であり、近々ご連絡をさせていただきます。

## 新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度（仮称）の枠組み

医療機関は、制度運営組織を団体契約者とする保険に加入し、国からの補助金や医療団体からの寄付金を活用することにより、負担しやすい保険料で、医療機関に勤務する医療従事者が業務に起因して新型コロナウイルス感染症に罹患した場合に休業補償を、また、万一死亡した場合には死亡補償を行うことができます。



※補助金交付については運営機関による代理申請を検討中

1

現在調整中の枠組みです。今後変更となることもありますのでご了解ください。